明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○特別交付税に関する省令の一部を改正する省令（総務九五）　一
〔告　示〕
○農薬を登録した件（農林水産二四四四～二四四六）　六
○農薬を再登録した件（同二四四七、二四四八）　七
○航空法施行規則第二百九条の三第一項第一号ロ及び第二百三十六条第二号の航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要な空域を定める告示（国土交通一四〇四）　九
〔公　告〕
官庁
基本測量関係事項関係　二
裁判所
諸事項
破産、免責、再生関係　四
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、司法書士名簿登録等、土地家屋調査士名簿登録等、税理士登録者、弁理士登録、日本弁護士連合会懲戒の処分、地方職員共済組合役員の就任、厚生年金基金解散・清算人就任関係　四三
地方公共団体
農業協同組合法第七十三条第四項で準用する法第六十四条の二の届出、押収物還付関係　四七
会社その他
会社決算公告　四九

省令

○総務省令第九十五号

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十五条第一項及び第二項の規定に基づき、特別交付税に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十二月十二日

総務大臣　山本　早苗

特別交付税に関する省令の一部を改正する省令

特別交付税に関する省令（昭和五十一年自治省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号の表第一号中「市町村立の小学校」の下に「及び義務教育学校の前期課程」を加え、同表第五号二の表中「三、二〇〇円」を「三、四〇〇円」に、「五、四〇〇円」を「五、七〇〇円」に改め、同表第九号二中「二七四円」を「二五五円」に、「一六四円」を「一四六円」に改め、同表第十号中「の合算額とする。」を「及び市町村等（市町村、市町村が組織する一部事務組合又は広域連合、市町村が地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六条第三項に規定する設立団体である公立大学法人等（同法第六十八条第一項に規定する公立大学法人及び同法第八十一条に規定する公営企業型地方独立行政法人をいう。以下同じ。）、都道府県及び市町村が組織する組合並びに都道府県及び市町村が設立する公営企業型地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が経営する医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院のうち、結核病床（同法第七条第二項第三号に規定する結核病床をいう。以下同じ。）、精神病床（同法第七条第二項第一号に規定する精神病床をいう。以下同じ。）若しくは感染症病床（同法第七条第二項第二号に規定する感染症病床をいう。以下同じ。）に係るものとして道府県から市町村に対して行う助成に要する経費として総務大臣が調査した額の合算額又は次の各号によつて算定した額に対応する繰出見込額等（一部事務組合、広域連合又は道府県が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である公立大学法人等が経営する病院にあつては運営費負担金等のうち繰出金に相当する額、指定管理者制度を導入している病院にあつては指定管理料等のうち繰出金に相当する額及び市町村等が経営する病院のうち、結核病床、精神病床又は感染症病床に係るものとして道府県から市町村に対して行う助成額とする。）として総務大臣が調査した額の合算額に〇．八を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）のうちいずれか少ない額とする。」に改め、同号一の表以外の部分中「医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院のうち当該道府県等」を「道府県等（道府県、道府県が組織する一部事務組合又は広域連合、道府県が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である公立大学法人等、都道府県及び市町村が組織する組合並びに都道府県及び市町村が設立する公営企業型地方独立行政法人をいう。以下この号において同じ。）」に改め、「（当該道府県が経営するもの、当該道府県が組織する一部事務組合又は広域連合が経営するもの及び当該道府県が地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六条第三項に規定する設立団体である公立大学法人等（地方独立行政法人法第六十八条第一項に規定する公立大学法人及び同法第八十一条に規定する公営企業型地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が経営するものをいう。以下同じ。）（都道府県及び市町村が組織する組合の経営する病院又は都道府県及び市町村が設立する公営企業型地方独立行政法人が経営する病院にあつては、都道府県知事の申告に基づき総務大臣が指定した都道府県及び市町村が経営するものとみなす。以下この号において同じ。）」を削り、「に係る上欄」を「について、次の表の上欄」に、「要件該当許可病床の数から」を「平成二十七年度における要件該当許可病床の数から平成二十七年度における」に、「〇・九」を「〇・六」に改め、同号一の表一から四までの項中「一般病床等の許可病床の数から」を「平成二十七年度における一般病床等の許可病床の数から平成二十七年度における」に、「〇・九」を「〇・六」に改め、同表五の項中「（医療法第七条第二項第三号に規定するものをいう。以下同じ。）」及び「（医療法第七条第二項第一号に規定するものをいう。以下同じ。）」を削り、「一、二六五、〇〇〇円」を「一、三九二、〇〇〇円」に改め、同表六の項中「一般病床等の許可病床の数から」を「平成二十七年度における一般病床等の許可病床の数から